



答 申 第 7 2 1 号  
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、平成 30 年 12 月 27 日付け  
神長保生第 199 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市長田区保健福祉部生活支援課における防犯カメラの設置について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 長田区保健福祉部生活支援課に防犯カメラを設置することは、犯罪や不当要求行為等の抑止及び発生時の迅速・適切な対応に寄与するものであり、市民の安全確保の観点から、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。
- 3 各区役所・支所において、本件諮問課と同様の事務を行う課において、暴力行為や不当要求行為等を抑止する必要性から、当諮問の設置条件の範囲内で防犯カメラの設置を行う場合については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

神戸市長田区保健福祉部生活支援課における防犯カメラの設置について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する情報】(第7条関係)

主として、次の情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 犯罪もしくは不当要求行為者の画像、音声

上記情報の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- 3 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声